# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 平成26年9月19日

【計算期間】 第14期(自 平成25年6月21日 至 平成26年6月20日)

【ファンド名】 三菱UFJ グローバルイノベーション

【発行者名】 三菱UFJ投信株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 金上 孝

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【事務連絡者氏名】 井上 靖

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【電話番号】 03-6250-4740

【縦覧に供する場所】 該当ありません

### 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

# 1【ファンドの性格】

### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、日本を含む世界各国の株式を主要投資対象とし、長期的に安定した信託財産の成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、1兆円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

### 商品分類表

1-3 HH 23 XX DX				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
	园山	株式	NA NA E	
単位型	国内	債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型		その他資産		特殊型
	内外	( )	ETF	( )
		資産複合		

### 属性区分表

<b>禹吐区刀衣</b>						
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替	対象	特殊型
				ヘッジ	インデックス	
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	(フルヘッジ)		
大型株	年4回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	欧外	オブ・		その他	│ ロング・ │
一般	年12回	アジア	ファンズ		( )	ショート型 /
公債	(毎月)	オセアニア				絶対収益
社債	日々	中南米				追求型
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット	( )	中近東				その他
属性		(中東)				( )
( )		エマージング				
不動産投信						
その他資産						
( )						
資産複合						
( )						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

### 商品分類の定義

1-3		
単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の 追加設定は一切行われないファンドをいいます。
		一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従 来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象 地域 国内 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が多国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	- 。 『質的に - 。 双益を実 『質的に
海外 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が写海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます内外 信託約款において、国内および海外の資産による投資収益が多額を対象 株式 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が写産 株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が受債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 不動産投信(リート) 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が写	€質的に ・。 双益を実 €質的に
海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 内外 信託約款において、国内および海外の資産による投資以質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 投資対象 株式 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が到 株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が到 債券 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が到 債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 不動産投信(リート) 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が到	・。 双益を実 実質的に
内外   信託約款において、国内および海外の資産による投資収 質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。   投資対象   株式   信託約款において、組入資産による主たる投資収益が   株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   債券   信託約款において、組入資産による主たる投資収益が   債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   不動産投信(リート)   信託約款において、組入資産による主たる投資収益が	双益を実 €質的に
質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 投資対象 株式 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が 資産 株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 債券 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が 債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 不動産投信(リート) 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が	実質的に
投資対象 株式 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が 資産 株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 債券 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が 債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 不動産投信(リート) 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が 不動産投信(リート) 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が	
資産 株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 債券 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が 債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 不動産投信(リート) 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が写	
債券 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が到債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 不動産投信(リート) 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が到	医斑的口
債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 不動産投信(リート) 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が	발표하니
不動産投信(リート)信託約款において、組入資産による主たる投資収益が関	と目しいし
不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資	₹証券を
源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
その他資産   信託約款において、組入資産による主たる投資収益が写	€質的に
株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とすると	≨の記載
があるものをいいます。	
資産複合   信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその	
のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする	5旨の記│
載があるものをいいます。	
独立区分   MMF(マネー・マ  一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営	ニ関する
ネージメント・ファン <mark>規則」に規定するMMFをいいます。</mark>	
F)	
MRF(マネー・リー般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に	ニ関する
ザーブ・ファンド) 規則」に規定するMRFをいいます。	
ETF 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年	
号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託	
に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の40	02に規
定する上場証券投資信託をいいます。	
補足分類  インデックス型  信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目打	旨す旨ま
たはそれに準じる記載があるものをいいます。	
特殊型   信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を呼	
	フミコ 季け かげ
ことが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法のあるものをいいます。	クロロ単がり、

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したもの です。

属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載がある ものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのもの をいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債 (地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。
			以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する 旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資 する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット 属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債(BBB格相当以上)を投資
			対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等(BB格相当以下)を主要投資対象とする旨の記
			載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投	·信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載が あるものをいいます。
	その他資	産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外 に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年 1 回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいい ます。
	年 2 回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいい ます。
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいい ます。
	年6回(隔月)		信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいい ます。
	年12回(	毎月)	信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。

根域			有価証券報告書(内国投資信託受
日本 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源 別とする旨の記載があるものをいいます。 北米 信託約款において、組入資産による投資収益が出来地域の資産 を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 欧州 信託約款において、組入資産による投資収益がの地域の資産 を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 可ジア 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が中面米地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が中面米地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする自の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする自の記載があるものをいいます。「信託約款において、組入資産による投資域の関係に対して、現投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資する規則、第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。「信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う互記載があるものをいいます。「信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指するたけに準じる記載があるものをいいます。「信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す自定に対して、近日ででででは、日間できるよりには、日間できるみます。)を目指す自定に対して、近日できるみます。)を目指す自定に対します。「信託約款において、上部傾入なりを通り、明確の記載があるものをいいます。」「フグ・ショート戦略により収益の追求を目指す自の記載があるものをいるのに対しなの追求を目指す自の記載があるものをいるのに対します。「日託約款において、上部積入りに対しながは連携を可能域、収益からなものをいいます。」「フグ・ショート戦略により収益の追求を目指があるものをいいます。」「フグ・ショート戦略により収益の追求を目指があるものをいいます。」「ファンド・ショート戦略により収益の追求を目指があるものをいいます。」「日に統約数において、上部特殊なに対して、上部特殊なに対して、上部特別なに対して、上部特別なに対しているの記述があるものをいいは連集を可能があるものをいいます。「日に統約なられて、上部に対して、上部に対して、日に統約なられて、日に統約なられて、日に統約なられて、日に統約なられて、日に統約なられて、日に統約なられて、日に統約なられて、日に統約なられて、日に統約なられて、日に統約なられて、日に統約なられて、日に統約なられて、日に統約なられて、日に統約なられて、日に統約なられて、日に統約なられて、日に、日に統約なられて、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、	投資対象	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源
現とする旨の記載があるものをいいます。   信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   欧州   信託約款において、組入資産による投資収益が関州地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   信託約款において、組入資産による投資収益がオーアア地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカル域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   「信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカル域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   「信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカル域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   「信託約款において、無理のでは、アファンド・オブ・ファンズにのみ投資信託に対して、現投資信託のヘッジを行かないものをいいます。   「信託約款において、角質のヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う目の記載があるものをいいます。   「信託約款において、日経225 「電託約式をものをいいます。   「信託約款において、日経225 「電車の運動であるものをいいます。   「信託約款において、日経225 「電車の運動を含みます。」) を目指す目またはそれに準じる記載があるものをいいます。   「電託約款において、近日顧品をの必要事する追用成果を目指す目またはそれに準じる記載があるものをいいます。   「電託約款において、近日顧品をのおります。   「電託約款において、加強の記載する選用成果を目指す目またはそれに準じる記載があるものをいいます。   「電託約款において、近日頃を含る投資成果(基準値違、収益が配金等)や信託終えり定められる一定の条件により下決定される目の記載があるものをいいます。   「可以益の追求を目信が成りにより定められる一定の条件によりて決定される目の記載があるものをいいます。   「可以益の追求を目が対しるいいます。   「可以益の追求を目が対しるいいます。   「可以益の追求を目が対しるいいます。   「可以益の追求を目が対しるいいは適定ををいいは適定ををいいます。   「可以益の記載があるものをいいます。   「可以益の記載があるものをいいるが、 「可以益の記載があるものをいいるが、 「可以益の記載が、 「可以益の記述が、 「可以益の記述が、 「可以益の記述が、 「可以益の注述が、 「可以益の記述が、 「可以益の記述が、 「可以益の記述が、 「可以益の記述が、 「可以益の記述が、 「可以益の注述が、 「可以益の記述が、 「可以益の記述が、 「可以益の記述	地域		泉とする旨の記載があるものをいいます。
現とする旨の記載があるものをいいます。   信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   欧州   信託約款において、組入資産による投資収益が関州地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   信託約款において、組入資産による投資収益がオーアア地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカル域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   「信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカル域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   「信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカル域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。   「信託約款において、無理のでは、アファンド・オブ・ファンズにのみ投資信託に対して、現投資信託のヘッジを行かないものをいいます。   「信託約款において、角質のヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う目の記載があるものをいいます。   「信託約款において、日経225 「電託約式をものをいいます。   「信託約款において、日経225 「電車の運動であるものをいいます。   「信託約款において、日経225 「電車の運動を含みます。」) を目指す目またはそれに準じる記載があるものをいいます。   「電託約款において、近日顧品をの必要事する追用成果を目指す目またはそれに準じる記載があるものをいいます。   「電託約款において、近日顧品をのおります。   「電託約款において、加強の記載する選用成果を目指す目またはそれに準じる記載があるものをいいます。   「電託約款において、近日頃を含る投資成果(基準値違、収益が配金等)や信託終えり定められる一定の条件により下決定される目の記載があるものをいいます。   「可以益の追求を目信が成りにより定められる一定の条件によりて決定される目の記載があるものをいいます。   「可以益の追求を目が対しるいいます。   「可以益の追求を目が対しるいいます。   「可以益の追求を目が対しるいいます。   「可以益の追求を目が対しるいいは適定ををいいは適定ををいいます。   「可以益の記載があるものをいいます。   「可以益の記載があるものをいいるが、 「可以益の記載があるものをいいるが、 「可以益の記載が、 「可以益の記述が、 「可以益の記述が、 「可以益の記述が、 「可以益の注述が、 「可以益の記述が、 「可以益の記述が、 「可以益の記述が、 「可以益の記述が、 「可以益の記述が、 「可以益の注述が、 「可以益の記述が、 「可以益の記述が、 「可以益の記述		日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源
北米 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   回話約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする自の記載があるものをいいます。			
を源泉とする旨の記載があるものをいいます。  図州 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 アジア 信託約款において、組入資産による投資収益がインアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 オセアニア 信託約款において、組入資産による投資収益がインアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中南米 信託約款において、組入資産による投資収益がインアニア地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産と100名がエマージング地域(新興成長国(地域)の資産と10名をいいます。 「信託約款において、親投資信に(ファンダンで、のみ投資されるもので、利益で、ファンズ・のみ投資されるものをいいます。)を投資付象として投資するものをいます。 ファンド・オブ・一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 「信託約款において、為替のフルヘッジを行っています。「信託約款において、為替のフルヘッジを行りないものをいいます。」をは一定に入り、自信に対します。「信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指するに入り、自行に対します。「信託約款において、日経25に連動する運用成果を目指す旨が数において、「ロアIXに連動する運用成果を目指す旨をにはでいます。」を目指す自己に裁があるものをいいます。 条件付運用型 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成明に別してに対してに対して、仕組債への投資またはそのに制けることにより、目標とする投資成明にある目の記載があるものをいいます。 「同話約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成明に対しては逆重動(一定信の運動もしくは逆立の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。		\ <del>\\</del>	·
欧州 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。		AUAK	
を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 有に新約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中南米 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中市 (信託約款において、組入資産による投資収益が中両米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(「か組み入れている場合を除きます。」を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 「信託約款において、為替のフルヘッジを行う日の記載があるものをいいます。」を訴訟款において、為替のフルヘッジを行う日の記載があるものをいいます。「信託約款において、為替のフルト・ファンズをいいます。「信託約款において、「日経2255に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。「信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨を決して、定しまいをは対象を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。「信託約款において、上記申録からのものといいます。「信託約款において、上記申録がよのものをいいます。「信託約款において、上記申録をのの投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とす日を呼のの連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。「日前的数において、定さの投資表によいで決定される旨の記載があるものをいいます。「ロング・ショート情託約款において、には情とする場所のは関連事を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。「日前的数において、定しています。「日前の数において、定しています。」「ロング・ショート情託約款において、上記情不知の投資表によいで決定を目指す旨の記載があるものをいいます。「ロング・ショート情託約款において、上記情外表において、定しています。「日前の数によいないます」「日前の表によいないます」「日前の表によいないます」「日前の表によいます」「日前の表		[ [ ]	
アジア 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。中南米 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。中南米 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。「信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域が興成長国(地域)の資産(可能組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。「信託約款において、銀投資信託(ファンド・オブ・ファンズにの対します。」)を投資対象として投資するものをいいます。「信託約款において、現投資信託(ファンド・オブ・ファンズにの対します。」を投資情託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。「信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があいまり、信託約款において、為替のヘッジを行う旨の記載がおいます。「信託約款において、日経255に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。「信託約款において、日経255に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。「信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。「信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動する「国主の、保護・関リーでに対して、近日標とする投資成果(基準価額等に対して、近日標とする投資成果(基準価額等に対して、近日標とする投資な果(管理の、収益分配金等)や信託終、での投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資な果(第2個額)(一定俗の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。「信託約款において、日本位代が表述が表述をもの投資を呼いないます」「ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。「日話約款において、日かけ、対しない違いをいるの記述があるものをいいます。「日話約款において、日かけ、対しない違いをいるの投資を対します」「日本においます」「日本に対します」「日本に			
ア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   オセアニア			·
オセアニア   信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。		アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジ
中南米 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アフリカ 信託約款において、組入資産による投資収益が中可無米地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 イニマージング 信託約款において、組入資産による投資収益が中で東地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 「一方では、新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を渡泉とする目の記載があるものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいます。 ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいます。 「一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 「一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 「一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。「信託約款において、為替のヘッジを行う目の記載があるものをいいます。「信託約款において、為替のヘッジを行う目の記載がないものをいいます。」「「「「「「「「「「」」」」」「「「「」」」「「「「」」」「「「「」」」「「「」」」「「「「			ア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
中南米 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アフリカ 信託約款において、組入資産による投資収益が中可無米地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 イニマージング 信託約款において、組入資産による投資収益が中で東地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 「一方では、新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を渡泉とする目の記載があるものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいます。 ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいます。 「一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 「一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 「一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。「信託約款において、為替のヘッジを行う目の記載があるものをいいます。「信託約款において、為替のヘッジを行う目の記載がないものをいいます。」「「「「「「「「「「」」」」」「「「「」」」「「「「」」」「「「「」」」「「「」」」「「「「		オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域
中南米 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アフリカ 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 行言形約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズをいいます。)を検さます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 「信託約款において、為替のフルヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。」を規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 「信託約款において、為替のフルヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。」 「信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 「日経225 信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。」 「日経225 信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。」 「日経255によぞれに準じる記載があるものをいいます。」を開発を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動で記載があるものをいいます。」を用いることにより、目標に終了の場が表に関係のに投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動で記載があるものをいいます。 「日活約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標に終了のよりに対します。」を用いることにより、目標に終了のよりに対します。 「日本行義政において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標に終了のよりを自然を目的に対します。」を用いることにより、日間に対しては対して、ことに対し、日間に対して、日間に対し、日間に対しに対して、日間に対して、日間に対して、日間に対して、日間に対して、日間に対し、日間に対し、日間に対しに対しまれば、日間に対して、日間に対しに対しまれば、日間に対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに			
度を源泉とする旨の記載があるものをいいます。  アフリカ 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域、新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。  エマージング 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域、新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのか投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズにのか投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 「おりまれるとのをいいます。」 「信託約款において、急替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。」 なし 信託約款において、急替のフルヘッジを行います。 「自託約款において、日経225 信託約款において、日経25に運動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 「ロアIX 信託約款において、TOPIXに運動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。」 「信託約款において、エロシの指数に適量する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。」 「自託約款において、「ロアIXに運動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。」 「自託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種相数・資産等への運動もしたは逆連動(一定倍の運動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 「ロング・ショート情託約款において、仕組債を分別により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。」 「ロング・ショート情託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいに連用手法の記載があるものをいい		 中南米	
アフリカ 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域 (新興成長国(地域))の資産 (一部組み入れている場合等を除きます。)を源とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、銀投資信託(のファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を没資付託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 は「託約款において、為替のフルへッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、為替のフルへッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載がおいものをいいます。 は「統約款において、各替のフルへッジを行かない旨の記載があるものをいいます。」 信託約款において、上記製があるものをいいます。 信託約款において、エフトエスに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 をの他 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 「信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨のとしています。」)を目指す旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、上記以外の指数に連手する資産のよりに開発を行うとともに占くは逆連動で一定倍の連動もしくは連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、「ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 「ロング・ショートでは保護価値はより定められる。」 「対域を行うというながによりではこれを通過額、収益分配金等)や信託終了コート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。		1.143	
資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   「信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   「行託約款において、銀入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする自の記載があるものをいいます。   「投資形態 ファミリーファンド 信託約款において、海投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。   「力ァンド・オブ・ 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。   「有託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。   「信託約款において、為替のフルヘッジを行わない目の記載があるものをいいます。			
中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 信託約款において、日経225 に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨表にはそれに準じる記載があるものをいいます。 信託約款において、上記時報を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 条件付運用型 信託約款において、ロング・ショート型/絶対収益追求型 指す旨の記載があるものをいいます。 ロング・ショート目対収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 日前対収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 日前対収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 日前対収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 日前対収益の追求を目指す目をいたが表述を記述があるものをいいます。 日前対収益の追求を目指す目をいたが表述を記述があるものをいいます。 日前対収益の追求を目指す目をいたが表述を記述があるものをいいます。 日前対収益の追求を目指す目の記載があるものをいいます。 日前対収益の追求を目指す目の記載があるものをいいます。 日前対収益追求型 上記録を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を		עטעע	
度を源泉とする旨の記載があるものをいいます。  エマージング 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。  投資形態 ファミリーファンド 信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。  「信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替なり、では、表替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。」 「信託約款において、「会替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。」 「信託約款において、「日経225 信託約款において、「日経225 信託約款において、「日経225 信託約款において、「日経225 信託約款において、「日経225 信託約款において、「日経225 信託約款において、「ロアエスに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。  マの他 信託約款において、「ロアエスに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 「信託約款において、「上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。」 「会託約款において、「上記機関を含みます。」)を目指す旨のに投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の運動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定めれる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 「日託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。			
エマージング   信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。		中近東(中東)	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資
域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う自の記載がないものをいいます。信託約款において、日経225に運動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。信託約款において、TOPIXに運動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。その他信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への運動もしくは逆運動であるものをいいます。信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 ロング・ショート信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨記載があるものをいいます。その他信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい			産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う自の記載がないものをいいます。信託約款において、日経225に運動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。信託約款において、TOPIXに運動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。その他信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への運動もしくは逆運動であるものをいいます。信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 ロング・ショート信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨記載があるものをいいます。その他信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい		エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地
接険・きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。			
接資形態 ファミリーファンド 信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。			
のみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。	<b>仇恣</b> 恥能	ファミリーファンド	
ものをいいます。	<b>投</b> 貝形忠	<i> </i>	I
ファンド・オブ・ファンズ			
ファンズ   る規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。			
す。			
<ul> <li>為替ヘッジ あり 信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。</li> <li>なし 信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。</li> <li>対象インデックス 日経225 信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。</li> <li>TOPIX 信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。</li> <li>その他 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。</li> <li>特殊型 ブル・ベア型 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。</li> <li>条件付運用型 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値によりを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値によりを別によりであるものをいいます。</li> <li>ロング・ショート信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。</li> <li>その他 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい</li> </ul>		ファンズ	る規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいま
のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 なし 信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 対象イン 日経225 信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。			す。
のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 なし 信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 対象イン 日経225 信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。	為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替
なし 信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 対象イン 日経225 信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 TOPIX 信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 その他 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 「任託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の適により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 「日託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい			
対象 イン		trl.	
対象 インデックス 信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。			
デックス またはそれに準じる記載があるものをいいます。	<del>+</del> <del>-</del>		
TOPIX 信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 その他 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 条件付運用型 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 ロング・ショート型/絶対収益追求型 信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい		日経225	
またはそれに準じる記載があるものをいいます。 その他 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 特殊型 だい・ベア型 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。  条件付運用型 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。  ロング・ショート信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい	アックス		
その他 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。		TOPIX	
す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 特殊型 プル・ベア型 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 条件付運用型 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 ロング・ショート型/絶対収益追求型目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい			またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型 だい・ベア型 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。		その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指
特殊型 だい・ベア型 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。			す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。  条件付運用型 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。  ロング・ショート信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。  その他 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい	<b>特殊刑</b>	ブル・ベア刑	·
動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。  条件付運用型 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。  ロング・ショート信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を型/絶対収益追求型 目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。  その他 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい	10 // =		
記載があるものをいいます。 条件付運用型 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 ロング・ショート信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を型/絶対収益追求型 目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 その他 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい			
条件付運用型 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。  ロング・ショート信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を型/絶対収益追求型 目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。  その他 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい			
を用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。  ロング・ショート信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を型/絶対収益追求型 目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。  その他 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい			·
額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。  ロング・ショート信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を型/絶対収益追求型目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。  その他信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい		条件付連用型	
より定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。  ロング・ショート信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を型 / 絶対収益追求型 目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。  その他 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい			
ものをいいます。  ロング・ショート信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を型 / 絶対収益追求型 目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。  その他 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい			
ロング・ショート信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を型/絶対収益追求型 目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。  その他 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい			より定められる一定の条件によって決定される旨の記載がある
ロング・ショート信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を型/絶対収益追求型 目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。  その他 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい			ものをいいます。
型 / 絶対収益追求型 目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目 指す旨の記載があるものをいいます。 その他 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当 しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい		ロング・ショート	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
指す旨の記載があるものをいいます。 その他 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当 しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい		'	
その他 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当 しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい			
しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい			
		てい他	
ます。			
			ます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

### ファンドの目的

日本を含む世界株式を主要投資対象とし、ボトムアップ・アプローチを基本としたアクティブ運用により、 長期的に安定した値上がり益の獲得をめざします。

### ファンドの特色

1

万有引力の発見で有名な近代科学の祖ニュートンのように探究心と情熱を持って次の時代を創る国境を越えたイノベーション(産業構造の変化・技術革新)を捉えることをめざします。

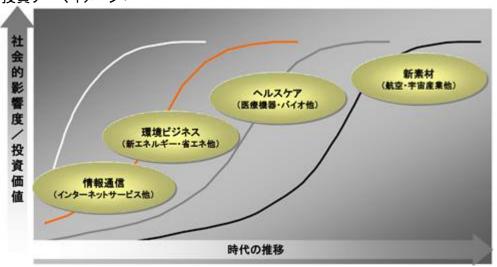
鍵(キーワード)は・・・・・イノベーション

時代は、情報通信、環境ビジネス、ヘルスケア、新素材などのテーマに代表される国境を越えたイノベーションの影響を受け、また、その力は世界の経済や社会の構造自体にも及んでいます。

常に、時代の推移に沿いながら最先端の技術やサービスを見極め、魅力ある投資テーマを追い続ける...

ファンドは、次の時代を創るイノベーションを見極め、特定の産業に偏ることなく世界の未来を 牽引する関連企業へ積極的に投資し、将来の高い成長性を享受しつつ長期的に安定した運 用をめざします。

### <投資テーマイメージ>



### 日本を含む世界株式に投資します。

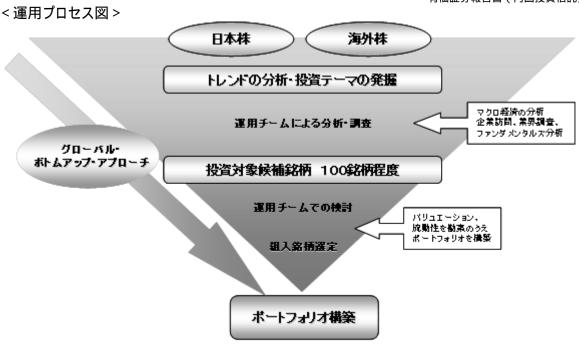
2

イノベーション(産業構造の変化・技術革新)に国境はありません。各投資テーマに沿ったグローバル・ボトムアップ・アプローチによりテーマ分散を意識しながら世界的な競争力のある企業を選定します。

### < 銘柄選定プロセス >

- 1.トレンドと投資テーマの分析
- 2.企業のファンダメンタルズの分析
- 3. バリュエーションの分析

なお、組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行います。 株式の組入比率は原則として高位を保つこととしますが、相場環境、リスク管理のため、短期 金融資産の比率を高める場合があります。



上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄が常に上記の条件を満たすわけではありません。また、こうした企業が必ず利益成長を達成し、株価が上昇するわけではなく、環境によっては業績が悪化し、株価が下落することがある点にご留意ください。

### < 主な投資制限 >

- 株式への投資割合に制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

### <分配方針>

- ·年1回の決算時(6月20日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (2)【ファンドの沿革】

平成12年6月30日 設定日、信託契約締結、運用開始

平成16年10月1日 ファンドの名称を「東京三菱/メロン グローバル イノベーション」

から「三菱/メロン グローバルイノベーション」に変更

平成17年10月1日 ファンドの名称を「三菱/メロン グローバルイノベーション」から

「三菱UFJ/メロン グローバルイノベーション」に変更

平成23年9月17日 再委託先との契約を解除し、自社運用化

ファンドの名称を「三菱UF」/メロン グローバルイノベーショ

ン」から「三菱UFJ グローバルイノベーション」に変更

### (3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家(受益者)

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還 金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社(受託者) 三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト

信託銀行株式会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

投資 損益

有価証券等

# 委託会社(委託者) 三菱UFJ投信株式会社

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を 行います。

# 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

### 委託会社の概況

・資本金

2,000百万円(平成26年7月末現在)

・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会

社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合

併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・大株主の状況(平成26年7月末現在)

14 1 4	12		~~ 11
上 株 主 名	住 所	所有株式数	
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	62,050株	50.0%
株式会社三菱UFJフィナン シャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,023株	25.0%

### 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

日本を含む世界各国の株式を主要投資対象とします。

ボトムアップ・アプローチを基本としたアクティブ運用により、長期的に安定した信託財産の成長をめざします。

銘柄選定については、イノベーション(産業構造の変化・技術革新)に挑戦していく企業の株式を 以下の観点で選定します。

- 1.トレンドと投資テーマの分析
- 2.企業のファンダメンタルズの分析
- 3.バリュエーションの分析

資産配分については、特別な制限を設けません。為替については、原則としてフルヘッジを行います。

株式の組入比率は原則として高位を保つこととしますが、相場環境、リスク管理のため、短期金融 資産の比率を高める場合があります。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

### (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - 口.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託 約款に定める次のものに限ります。)
    - a . 有価証券先物取引等
    - b . スワップ取引
    - c . 金利先渡取引および為替先渡取引
  - 八.約束手形
  - 二.金銭債権
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

### 有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、次に掲げるものとします。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株 引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号 で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいい ます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券
- 14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### 金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

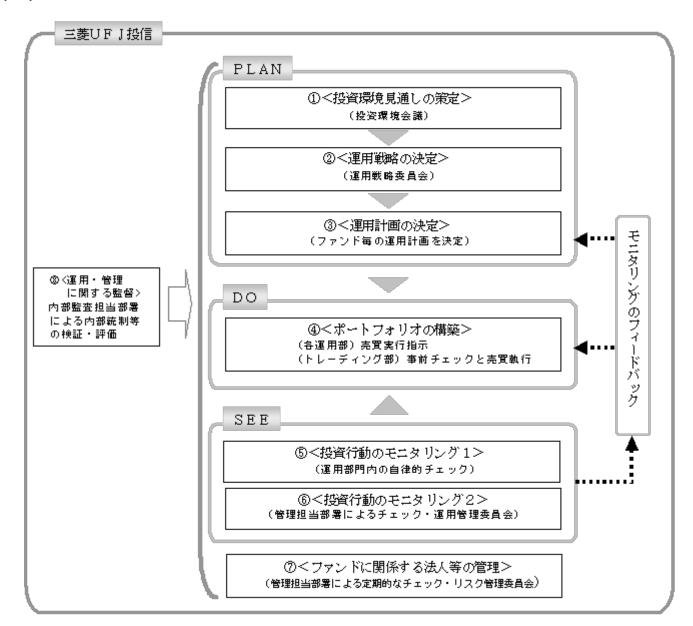
- 1 預全
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

· 外国為替予約取引

### (3)【運用体制】



### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

# 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、 で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。 ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の 指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売 買の執行を行います。

# 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

### 投資行動のモニタリング 2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および 法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会 等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

三菱UFJ投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担 当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、 リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されま す。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(5名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、 質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

### (4)【分配方針】

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象収益等の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

分配対象収益等についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益 等が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益等の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した収益等については、信託約款に定める運用の基本方針に 基づき運用を行います。

### (5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限 >

新株引受権証券および新株予約権証券

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

# 同一銘柄の転換社債等

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価 するものとします。

d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### 信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指 図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻し により行うことの指図をすることができるものとします。
- b.a.の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、b.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

### 外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をする ことができます。
- b.a.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c.b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

### 公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b.a.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、b.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入 れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

#### 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において 一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。な お、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b.a.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  - 1.一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
  - 2.一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  - 3.借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- c.b.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

### 投資する株式等の範囲

- a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b . a . の規定にかかわらず、別に定める要件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権 証券については委託会社が投資することを指図することができるものとします。

### 金利先渡取引および為替先渡取引

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先 渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものに ついてはこの限りではありません。

- c.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### 有価証券の貸付

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時 価合計額を超えないものとします。
  - 2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b.a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

### 公社債の空売り

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b.a.の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、b.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付 けの一部を決済するための指図をするものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### < その他法令等に定められた投資制限 >

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

### 3【投資リスク】

### (1)投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの<u>運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみな</u>さまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により 損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

市場リスク

(価格変動リスク)

三菱UFJ投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、 当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、 投資元金を割り込むことがあります。

### (為替変動リスク)

主要投資対象である海外の株式は外貨建資産ですが、当ファンドでは原則として為替ヘッジを行 うことで為替変動リスクの低減を図ります。しかし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全 に排除できるものではありません。そのため、為替相場の変動によっては、基準価額の下落によ り損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金 利差相当分がヘッジコストとなります。

### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが 予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価 格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が 不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、 基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規 制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流 動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を 十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり ます。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

### 留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ) の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありま せん。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相 当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり が小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下 落要因となります。

### (2)投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、 運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプ トに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、 運用部門から独立した管理担当部署によりリスク 運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体 制を構築しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

### 市場リスク

### (価格変動リスク・為替変動リスク)

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特 性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲で コントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリン グ等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。 信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲 での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、 市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

### 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×3.24% (税抜 3%)を上限として販売会社が定める手数料率 申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間:毎営業日の9:00~17:00)

申込みには分配金受取りコース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、 分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料 はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額(「消費税等相当額」といいます。)を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

# (2)【換金(解約)手数料】

解約手数料はかかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額(当該基準価額の0.3%)が差し引かれます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

### (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年2.052% (税抜 年1.9%)

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の部分	年0.972%	年0.972%	年0.108%
	(税抜 年0.9%)	(税抜 年0.9%)	(税抜 年0.1%)
500億円以上	年0.9396%	年1.026%	年0.0864%
1,000億円未満の部分	(税抜 年0.87%)	(税抜 年0.95%)	(税抜 年0.08%)
1,000億円以上の部分	年0.9072%	年1.08%	年0.0648%
	(税抜 年0.84%)	(税抜 年1%)	(税抜 年0.06%)

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎決算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

### (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、 借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。 上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、 外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

(\*)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上 限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率 で源泉 徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)・申告分離課税を選択することもできます。

### 2.解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益 (譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率 による申告分離課税 が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税

0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の 元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

EDINET提出書類

三菱UFJ投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成26年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 5【運用状況】

# (1)【投資状況】

平成26年7月31日現在

(単位:円)

	_		<u> </u>
資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	4,628,401,400	85.79
	アメリカ	406,852,243	7.54
	香港	171,274,695	3.17
	フランス	38,310,053	0.71
	スイス	33,771,150	0.63
	イギリス	19,836,000	0.37
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		96,752,907	1.79
純資産総額		5,395,198,448	100.00

<sup>(</sup>注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

# (2)【投資資産】

# 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 3 0 銘柄

平成26年7月31日現在

							平成26年7月3	<u>1日現在</u>
国/						帳簿価額	利率(%)	投資
国/	銘 柄	種類	業種	株式数		評 価 額	償還期限	比率
					単価(円)	金額(円)	(年/月/日)	(%)
					1,665.53			
日本	エムスリー	株式	サービス業	173,200	1,674.00			5.37
					6,028.62			
日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	34,800	6,137.00			3.96
l		1,,,,,,	***		3,983.03	178,838,048		
日本	朝日インテック	株式	精密機器	44,900	4,290.00			3.57
l		+#	<b>桂却、3/☆米</b>	40.000	2,968.04	142,466,382		2 50
日本	コロプラ	株式	情報・通信業	48,000	3,960.00 1,628.26			3.52
日本	   三井物産	株式	卸売業	96,700	1,666.00			2.99
H#	一开彻底	1/1/1/	即光来	30,700	3.811.93			2.33
日本	ミクシィ	╽株式	サービス業	23,600	5,990.00	,,		2.62
	2771	17/120	<u> </u>	20,000	1,121.24	126,700,329		2.02
日本	ミネベア	株式	電気機器	113,000	1,237.00			2.59
		1		.,	27,884.37	133,844,990		- 1
日本	SMC	株式	機械	4,800	28,805.00			2.56
					1,292.36	129,236,249		
日本	三菱電機	株式	電気機器	100,000	1,376.00	137,600,000		2.55
					609.70	129,501,479		
日本	安藤・間	株式	建設業	212,400	642.00			2.53
l		1			630.20			
日本	三菱重工業	株式	機械	196,000	678.10			2.46
		144.45	= <del>-       </del>		381.17	- / /		
日本	日本電気	株式	電気機器	304,000	403.00			2.27
日本	  新日鐵住金	株式	鉄鋼	390,000	327.68 314.10	127,797,374		2.27
口华	利口致注並	イボエい	亚大亚門	390,000	6,273.07	122,499,000 112,915,260		2.21
日本	┃ ┃日本電産	株式	電気機器	18,000	6,777.00	12,915,260		2.26
H#	口个电压	1/1/1/	电火机灰缸	10,000	5.818.54	118,698,354		2.20
日本	ローム	株式	電気機器	20,400	5,910.00	, ,		2.23
		171724	-5×1/2 th	20, 100	3,648.71	97,055,686		
日本	そーせいグループ	株式	医薬品	26,600	4,400.00	, ,		2.17
				,	2,176.46			
日本	CYBERDYNE	株式	精密機器	29,500	3,810.00	112,395,000		2.08
					558.98	105,647,606		
日本	大成建設	株式	建設業	189,000	587.00	110,943,000		2.06
<b> </b>		1	<b></b>		3,759.82	100,763,418		
日本	シスメックス	株式	電気機器	26,800	4,040.00	108,272,000		2.01
		+#	<b>11</b> 13→344	00 400	3,167.83	102,637,956		ا م ما
日本	エイチ・アイ・エス	株式	サービス業	32,400	3,255.00	105,462,000		1.95
日本	   三井不動産	株式	不動産業	30,000	3,525.32 3,444.50	105,759,648 103,335,000		1.92
<del>  0 4  </del>	二六小别性	177.1	・ 小割性果 ガラス・	30,000	2,998.01			1.92
日本	┃ ┃日本特殊陶業	株式	エ石製品	31,000	3,110.00	, ,		1.79
H#	니 '구'11 /까!''	1/1/1/	ㅗㅂ쥯ш	31,000	2,838.20			1.13
日本	  富士重工業	株式	輸送用機器	31,900	2,966.00			1.75
		1	132~13 IXX HH	21,000	3,219.67			
日本	テンプホールディングス	株式	サービス業	28,700	3,290.00			1.75
	1	1.1.20	//		=,===.00	2 1, 120,000		

日本 花王 株式 化学 20,600 4,192.43 86,364,109 87,488,200 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1								
日本 花王     株式 化学     20,600     4,192.43								
日本     花王     株式     化学     20,600     4,247.00     87,488,200     1.0       日本     三菱商事     株式     卸売業     39,800     2,142.24     85,261,346     1.0       日本     ブ,779.14     87,902,800     1.0       日本     ソフトバンク     株式     情報・通信業     11,300     7,572.00     85,563,600     1.0       5,299.23     66,770,303	日本	日産自動車	株式	輸送用機器	91,400	1,022.00	93,410,800	1.73
日本     三菱商事     株式     卸売業     39,800     2,142.24 2,186.00 87,002,800 1.0 87,002,800 1.0 87,002,800 1.0 87,779.14 87,904,330 7,779.14 87,904,330 7,572.00 85,563,600 1.0 5,299.23 66,770,303     1.3						4,192.43	86,364,109	
日本     三菱商事     株式     卸売業     39,800     2,186.00     87,002,800     1.0       日本     ソフトバンク     株式     情報・通信業     11,300     7,572.00     85,563,600     1.0       5,299.23     66,770,303	日本	<b>杖王</b>	株式	化学	20,600	4,247.00	87,488,200	1.62
日本     ソフトバンク     株式     情報・通信業     11,300     7,779.14 7,572.00 85,563,600 1.3     87,904,330 85,563,600 1.3       5,299.23     66,770,303						2,142.24	85,261,346	
日本     ソフトバンク     株式     情報・通信業     11,300     7,572.00     85,563,600     1.3       5,299.23     66,770,303	日本	三菱商事	株式	卸売業	39,800	2,186.00	87,002,800	1.61
5,299.23 66,770,303						7,779.14	87,904,330	
	日本	ソフトバンク	株式	情報・通信業	11,300	7,572.00	85,563,600	1.59
┃ 日本 ┃ ワイヤレスゲート      ┃ 株式 ┃ 情報・通信業 ┃  12 600┃   6 220 00┃   78 372 000┃						5,299.23	66,770,303	
日中   フー・レステー	日本	ワイヤレスゲート	株式	情報・通信業	12,600	6,220.00	78,372,000	1.45
5,949.86 69,018,462						5,949.86	69,018,462	
日本   イリソ電子工業   株式   電気機器   11,600   6,400.00   74,240,000   1.	日本	イリソ電子工業	株式	電気機器	11,600	6,400.00	74,240,000	1.38

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成26年7月31日現在

	種類/美	· 養種別	投資比率(%)
株式	国内	建設業	5.48
		化学	1.62
		医薬品	4.70
		ガラス・土石製品	1.79
		鉄鋼	3.36
		非鉄金属	0.81
		機械	5.03
		電気機器	17.42
		輸送用機器	8.20
		精密機器	5.65
		情報・通信業	10.72
		卸売業	4.60
		不動産業	1.92
		サービス業	14.49
		小計	85.79
	外国	エネルギー	1.76
		資本財	1.46
		小売	0.93
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.45
		ソフトウェア・サービス	3.48
		テクノロジー・ハードウェアおよび 機器	0.92
		半導体・半導体製造装置	1.41
		小計	12.42
合 計	•	*	98.21

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成26年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移 は次の通りです。

(単位:円)

	,	
	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第5計算期間末日	11,187,096,565 (分配付)	6,104(分配付)
(平成17年6月20日)	11,187,096,565 (分配落)	6,104(分配落)
第6計算期間末日	13,364,065,103 (分配付)	9,808(分配付)
(平成18年 6月20日)	13,364,065,103 (分配落)	9,808(分配落)
第7計算期間末日	11,173,328,297 (分配付)	11,391(分配付)
(平成19年6月20日)	10,684,750,308 (分配落)	10,893(分配落)
第8計算期間末日	8,333,142,827 (分配付)	9,381 (分配付)
(平成20年 6月20日)	8,333,142,827 (分配落)	9,381 (分配落)

		有伽扯芬牧古者(内国投真活。
第9計算期間末日	4,550,185,270 (分配付)	5,555(分配付)
(平成21年 6月22日)	4,550,185,270 (分配落)	5,555(分配落)
第10計算期間末日	4,646,280,371 (分配付)	6,239 (分配付)
(平成22年 6月21日)	4,646,280,371 (分配落)	6,239 (分配落)
第11計算期間末日	4,440,500,767 (分配付)	6,569(分配付)
(平成23年 6月20日)	4,440,500,767 (分配落)	6,569 (分配落)
第12計算期間末日	3,761,796,979 (分配付)	6,142(分配付)
(平成24年 6月20日)	3,761,796,979 (分配落)	6,142 (分配落)
第13計算期間末日	5,110,330,786 (分配付)	9,500(分配付)
(平成25年 6月20日)	5,110,330,786 (分配落)	9,500 (分配落)
第14計算期間末日	5,198,833,316 (分配付)	11,812(分配付)
(平成26年 6月20日)	4,846,726,401 (分配落)	11,012 (分配落)
平成25年 7月末日	5,325,509,671	10,081
8月末日	5,083,028,789	9,804
9月末日	5,471,526,861	10,820
10月末日	5,378,949,967	10,831
11月末日	5,418,472,557	11,263
12月末日	5,528,828,306	11,952
平成26年 1月末日	5,422,798,079	11,796
2月末日	5,467,671,552	11,911
3月末日	5,204,017,031	11,476
4月末日	4,856,373,499	10,795
5月末日	4,983,862,691	11,201
6月末日	5,131,975,069	11,071
7月末日	5,395,198,448	11,747

### 【分配の推移】

1万口当たりの分配金
0円
0円
500円
0円
800円

### 【収益率の推移】

<b>I</b> 1/1 <u>— √ 1 <u>— √ 1 — </u> </u>	
	収益率(%)
第5計算期間	36.03
第6計算期間	60.68
第7計算期間	16.13
第8計算期間	13.88
第9計算期間	40.78
第10計算期間	12.31
第11計算期間	5.28
第12計算期間	6.50
第13計算期間	54.67
第14計算期間	24.33

<sup>(</sup>注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

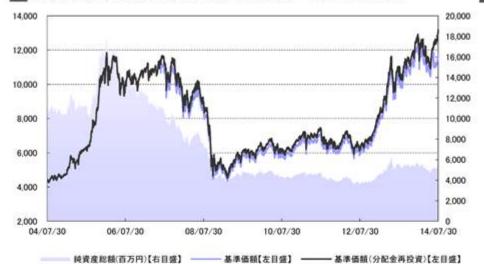
# (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第5計算期間	89,345,926	7,122,554,907	18,326,599,826
第6計算期間	3,729,589,405	8,430,983,216	13,625,206,015
第7計算期間	366,274,824	4,182,531,005	9,808,949,834
第8計算期間	559,683,564	1,485,908,979	8,882,724,419
第9計算期間	116,210,239	808,394,469	8,190,540,189
第10計算期間	43,964,885	787,537,000	7,446,968,074
第11計算期間	40,136,066	727,465,738	6,759,638,402
第12計算期間	121,352,185	756,052,681	6,124,937,906
第13計算期間	168,332,484	913,836,336	5,379,434,054
第14計算期間	221,475,510	1,199,573,121	4,401,336,443

# [参考情報]

# 運用実績

# 1 基準価額・純資産の推移(2004年7月30日~2014年7月31日)



# 2 分配の推移

2014 年 6月	800円
2013 年 6月	0円
2012 年 6月	0円
2011 年 6月	0円
2010 年 6月	0円
2009 年 6月	0円
設定来累計	1,300円

・分配金は1万口当たり、税引前

- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものとして計算

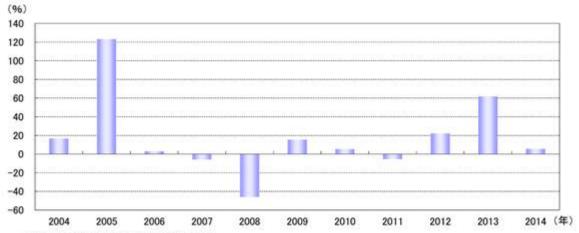
### 3 主要な資産の状況(2014年7月31日現在)

国·地域別構成	比率
日本	85.8%
アメリカ	7.5%
香港	3.2%
フランス	0.7%
スイス	0.6%
イギリス	0.4%
その他	1.8%
合計	100.0%

	組入上位銘柄	業種	国·地域	比率
1	エムスリー	サービス業	日本	5.4%
2	トヨタ自動車	輸送用機器	日本	4.0%
3	朝日インテック	精密機器	日本	3.6%
4	コロプラ	情報·通信業	日本	3.5%
5	三井物産	卸売業	日本	3.0%
6	ミクシィ	サービス業	日本	2.6%
7	ミネベア	電気機器	日本	2.6%
8	SMC	機械	日本	2.6%
9	三菱電機	電気機器	日本	2.6%
10	安藤·間	建設業	日本	2.5%

<sup>・</sup>各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

### 4 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2014年は7月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

# 第2【管理及び運営】

# 1【申込(販売)手続等】

【中心(販元)于統寺】		
申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。	
申込単位	販売会社が定める単位	
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額	
申込価額の	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。	
算出頻度		
申込単位・	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。	
申込価額の	また、下記においてもご照会いただけます。	
照会方法	三菱UFJ投信株式会社	
	お客様専用フリーダイヤル 0120-151034	
	(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)	
	なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。	
1 33 - 30 101	ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/	
申込手数料	申込価額×3.24% (税抜 3%)を上限として販売会社が定める手数料率	
	分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金について	
	は、申込手数料はかかりません。	
	消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。	
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。	
	取得申込者は、申込金額および申込手数料(税込)を販売会社が定める日までに支	
	払うものとします。	
	なお、申込みには分配金受取りコース(一般コース)と分配金再投資コース(累積	
	投資コース)があり、分配金再投資コース(累積投資コース)を選択する場合に	
	は、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約(販売会社によっては	
	別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は	
	当該別の名称に読み替えます。)を締結するものとします。申込みコースの取扱い	
	は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。	
<b>大</b> 公 双 从 叶 阳	取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。	
申込受付時間	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み(当該申込みの受付に係る販売会社所	
	定の事務手続きが完了したもの)を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申   込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によって	
	込めは、笠昌乗口に受け付けたものとして取り扱います。なの、販売会社によって   は、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳	
	は、工能より手に時刻に取得中込みを締め切ることとしている場合があります。詳   しくは販売会社にご確認ください。	
その他	ひくは販売会社にと確認ください。   金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない	
i C Oがille	玉融間の取りが寺にのける取りの停止、外国為督取りの停止、その他やりを侍ない   事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。	
	尹用ルのもしのは、松付中位のの文字ででするしてものりよう。	

# 2【換金(解約)手続等】

- <u> </u>	3 190 - 3 2
解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	1口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額
信託財産	解約請求受付日の翌営業日の基準価額×0.3%
留保額	
解約価額の	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
算出頻度	
解約価額の	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
照会方法	なお、下記においてもご照会いただけます。
	三菱UFJ投信株式会社
	お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
	(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)
	ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払いま
	す。

	,
解約請求	原則、午後3時までに受け付けた解約請求(当該解約請求の受付に係る販売会社所
受付時間	│定の事務手続きが完了したもの)を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求│
	は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、
	上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。
	詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他
	やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その
	場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。
	ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後
	の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。
	委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設け
	る場合があります。
	受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載ま
	たは記録されます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

# 3【資産管理等の概要】

# (1)【資産の評価】

「丿【貝座の計画】			
基準価額の	基準価額 = 信託財産の純資産総額÷受益権総口数		
算出方法	なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。		
	(注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券お		
	よび借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にし		
	がって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいま		
	す。		
	(主な評価方法)		
	株式:原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(外国で取引されてい		
	るものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の		
	日の最終相場)で評価します。		
	公社債等:原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金		
	融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれ		
	かの価額で評価します。		
	外貨建資産:原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により		
	円換算します。		
	外国為替予約取引:原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値		
	により評価します。		
基準価額の	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。		
算出頻度			
基準価額の	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。		
照会方法	また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。		
	なお、下記においてもご照会いただけます。		
	三菱UFJ投信株式会社		
	お客様専用フリーダイヤル 0120-151034		
	(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)		
	ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/		

# (2)【保管】

`	_ / • / • / • /	
	受益証券の	該当事項はありません。
	保管	

# (3)【信託期間】

信託期間	平成12年6月30日から無期限		
	ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることが		
	あります。		

# (4)【計算期間】

<u> </u>	1				
計算期間	原則として、毎年6月21日から翌年6月20日まで				
	上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終				
	了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるもの				
	とします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。				

(5)【その他】	
ファンドの	■委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受
償還条件等	託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)
	・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
	┃・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認┃
	めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
	このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取│
	消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
	<b> 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に</b>
	届け出ます。
信託約款の	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発
変更	生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意の
	│うえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようと│
	するときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
	<b> 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記</b>
	の手続きにしたがいます。
ファンドの	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を
償還等に	│行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則として│
関する	│これらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係る│
開示方法	┃すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いませ┃
	│ん。)。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の│
	期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
異議申立て	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変
および	更を行おうとする場合、原則として、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対
反対者の	┃して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己┃
買取請求権	┃に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができま┃
	┃す。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の┃
	┃2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。そ┃
	┃の場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、か┃
	つ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します ( ただし、こ
	の信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公
	告を行いません。)。
関係法人との	┃委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の┃
契約の更改	┃期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何ら┃
	┃の意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様と┃
	します。
運用報告書	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用報告書(平成26年12月以降は
	交付運用報告書)を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内
	容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記
	載します。
委託会社の	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託
事業の譲渡	契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業
および承継に	の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事
伴う取扱い	業を承継させることがあります。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会
社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受
益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した
場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にし
たがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、
委託会社はファンドを償還させます。
受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託
銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信
託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレス
に掲載します。
http://www.am.mufg.jp/
なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生
じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

# 信託約款(平成26年12月1日適用予定)の変更内容について

平成26年12月1日適用で下記の内容等の約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約 款の変更内容について記載しております。

(下線部\_\_\_\_\_\_は変更部分を、「」は該当する条文を示します。)

変更前(旧)	変更後 (新)
<新設>	(運用報告書に記載すべき事項の提供)
	第 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第
	14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当
	該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により
	<u>提供します。</u>
	前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者か
	ら運用報告書の交付の請求があった場合には、こ
	れを交付します。_

# 4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。				
収益分配金に	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有しま			
対する請求権	す。			
	「分配金受取りコース(一般コース)」			
	・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始しま			
	す。			
	・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。			
	┃・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないと┃			
	きは、その権利を失います。			
	「分配金再投資コース(累積投資コース)」			
	・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日			
	に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、			
	振替口座簿に記載または記録されます。なお、解約時に当該受益権に帰属する収			
	益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認くださ 			
<b>農い</b> スト				
償還金に	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。   横澤久は、医別しして横澤思くは兼日の場合は翌世世界と			
対する請求権	・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日			
	までに支払いを開始します。			
	・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。   アメナスが、佐が作るによる機関のようにより開発している。			
	・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請し			
15.0.0574	求しないときは、その権利を失います。			
換金(解約)	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。			
請求権	・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。			
	(「2 換金 (解約 ) 手続等 」をご参照ください。 )			

### 第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間(平成25年6月21日から平成26年6月20日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】 【三菱UFJ グローバルイノベーション】

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第 13 期 [ 平成25年6月20日現在 ]	第 14 期 [ 平成26年6月20日現在 ]
資産の部		
流動資産		
預金	5,927,399	31,348,983
コール・ローン	153,805,510	471,785,788
株式	4,978,626,109	4,711,953,119
派生商品評価勘定	11,010,157	1,345,765
未収入金	41,974,382	116,036,823
未収配当金	18,559,636	20,313,382
未収利息	276	701
差入委託証拠金	-	7,500,000
流動資産合計	5,209,903,469	5,360,284,561
資産合計	5,209,903,469	5,360,284,561
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,882,934	1,483,274
前受金	-	6,395,000
未払金	41,727,247	89,631,058
未払収益分配金	-	352,106,915
未払解約金	1,626,769	11,429,870
未払受託者報酬	2,596,627	2,763,801
未払委託者報酬	46,739,106	49,748,242
流動負債合計	99,572,683	513,558,160
負債合計	99,572,683	513,558,160
純資産の部		
元本等		
元本	1 5,379,434,054	4,401,336,443
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	269,103,268	2 445,389,958
(分配準備積立金)	926,480,423	766,411,756
元本等合計	5,110,330,786	4,846,726,401
純資産合計	5,110,330,786	4,846,726,401
負債純資産合計	5,209,903,469	5,360,284,561

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第 13 期 自 平成24年 6月21日 至 平成25年 6月20日	第 14 期 自 平成25年 6月21日 至 平成26年 6月20日
受取配当金	67,187,553	63,924,636
受取利息	78,486	60,440
有価証券売買等損益	1,963,091,773	1,186,627,485
派生商品取引等損益	-	6,060,440
為替差損益	9,108,661	870,488
その他収益	1,589,693	1,287,706
営業収益合計	2,022,838,844	1,257,090,219
営業費用		
受託者報酬	4,599,556	5,588,040
委託者報酬	82,791,832	100,584,422
その他費用	3,035,702	3,031,659
営業費用合計	90,427,090	109,204,121
営業利益	1,932,411,754	1,147,886,098
経常利益	1,932,411,754	1,147,886,098
当期純利益	1,932,411,754	1,147,886,098
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	181,527,947	164,890,542
期首剰余金又は期首欠損金( )	2,363,140,927	269,103,268
剰余金増加額又は欠損金減少額	351,651,169	83,604,585
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	351,651,169	58,885,847
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	24,718,738
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,497,317	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	8,497,317	-
分配金	1 -	1 352,106,915
期末剰余金又は期末欠損金( )	269,103,268	445,389,958

### (3)【注記表】

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1	1	有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則と
- 1			して金融商品取引所等における終値で評価しております。
- 1	2	デリバティブ等の評価基準及び評価	先物取引は個別法に基づき、金融商品取引所等における清算値段で評価しております。
- 1		方法	
- 1		7374	為替予約取引は個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評
- 1			
- 1			価しております。
- 1	3	その他財務諸表作成のための基本と	外貨建資産等の会計処理
- 1		なる重要な事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理し
- 1		ひと主义のサベ	
			ております。

# (貸借対照表に関する注記)

旧対無役に対する注記)				
	第 13 期	第 14 期		
	[ 平成25年6月20日現在 ]	[ 平成26年6月20日現在 ]		
1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	6,124,937,906円 168,332,484円 913,836,336円	5,379,434,054円 221,475,510円 1,199,573,121円		
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額でありま す。	269,103,268円			
3 受益権の総数	5,379,434,054□	4,401,336,443□		
4 1 口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9500円 (9,500円)	1.1012円 (11,012円)		

### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 13 期(自 平成24年6月21日 至 平成25年6月20日)

### 1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	А	61,369,760円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	В	
収益調整金額	С	133,892,289円
分配準備積立金額	D	865,110,663円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,060,372,712円
当ファンドの期末残存口数	F	5,379,434,054
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,971円
1万口当たり分配金額	Н	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

### 第 14 期(自 平成25年6月21日 至 平成26年6月20日)

### 1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	Α	54,808,534円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	В	337,921,784円
収益調整金額	С	144,443,224円
分配準備積立金額	D	725,788,353円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,262,961,895円
当ファンドの期末残存口数	F	4,401,336,443□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,869円
1万口当たり分配金額	Н	800円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	352,106,915円

# (金融商品に関する注記)

### 1 金融商品の状況に関する事項

٠.			
		第 13 期	第 14 期
-	区分	( 自 平成24年 6月21日	( 自 平成25年 6月21日
١		至 平成25年 6月20日 )	至 平成26年 6月20日 )
Ī	1 金融商品に対する取組	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する	同左
	方針	法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
	2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左

	_	- 有伽証券報告書(内国投貨信託
		当ファンドは、運用の効率化を図るために、
		株価指数先物取引を利用しております。当該デ
		リバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リ
		スクおよび信用リスク等を有しております。
	┃ ┃ 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替	
	予約取引を利用しております。当該デリバティブ取	
	引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用	
	リスク等を有しております。	
	1	
	当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引	
	を利用しております。当該デリバティブ取引は、為	
	替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等	
	を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受	
	┃渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは	
	限定的であります。	
	<b>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項に</b>	│ 同 左
	┃ついての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引	
	における名目的な契約額または計算上の想定元本で	
	▋あり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの	
	大きさを示すものではありません。	
3 金融商品に係るリスク	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコント	同左
管理体制	ロールするため、委託会社では、運用部門におい	', =
	て、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握	
	- しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範	
	囲で運用を行っております。	
	また、運用部門から独立した管理担当部署により	
	リスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を	
	行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて	
	運用部門にフィードバックされます。	

### 2 金融商品の時価等に関する事項

۷_	立殿   日内   八村   10   11   12   12   13   14   14   15   15   15   15   15   15							
Г	区分	第 13 期	第 14 期					
L	<u> </u>	[ 平成25年6月20日現在 ]	[ 平成26年6月20日現在 ]					
Γ	1 貸借対照表計上額、時	時価で計上しているためその差額はありません。	同左					
1	価及びその差額							
:	2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事	同左					
1		項に関する注記)に記載しております。						
		デリバティブ取引は、(デリバティブ取引等関係	同左					
1		に関する注記)に記載しております。						
1		上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期	同を					
1		間で決済され、時価は帳簿価額と近似していること						
1		から、当該金融商品の帳簿価額を時価としておりま						
1		す。						
:	3 金融商品の時価等に関		同左					
1	する事項についての補	か、市場価格がない場合には合理的に算定された価						
1	足説明	額が含まれております。当該価額の算定においては						
1		一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提						
		条件等によった場合、当該価額が異なることもあり						
1		ます。						

# (有価証券関係に関する注記) 売買目的有価証券

5 5				
		第 13 期	第 14 期	
		[ 平成25年6月20日現在 ]	[ 平成26年6月20日現在 ]	
	種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
	株式	1,227,631,762	765,776,001	
	合計	1.227.631.762	765,776,001	

### (デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

		第	第 13 期 [ 平成25年6月20日現在 ]				
区分	種類	契 約 額	等(円)	時 価	評 価 損 益		
			うち1年超	(円)	(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引						
	売建						
	アメリカドル	323,085,225		325,551,050	2,465,825		
	オーストラリアドル	20,018,616		17,285,100	2,733,516		
	イギリスポンド	40,386,269		40,106,110	280,159		
	スイスフラン	30,935,999		30,311,110	624,889		
	香港ドル	179,044,437		174,479,910	4,564,527		
	ユーロ	26,326,657		27,936,700	1,610,043		
	合 計	619,797,203		615,669,980	4,127,223		

		第 14 期 [ 平成26年6月20日現在 ]					
区分	種類	契 約 額	等(円)	時 価	評価損益		
			うち1年超	(円)	(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引						
	売建						
	アメリカドル	367,932,059		368,700,580	768,521		
	イギリスポンド	45,786,050		46,164,300	378,250		
	スイスフラン	36,580,040		35,916,300	663,740		
	香港ドル	171,544,640		171,384,500	160,140		
	ユーロ	42,221,292		42,035,910	185,382		
	合 計	664,064,081		664,201,590	137,509		

#### (注)時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- (イ)当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- (ロ)当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

### (4)【附属明細表】

### 第1 有価証券明細表

### (1)株式

(単位:円)

通貨		14 15 19	評価額		
	銘 柄	株式数	単価	金額	備考
円	•				
	安藤・間	206,800	610	126,148,000	
	大成建設	184,000	559	102,856,000	
	ライト工業	94,800	756	71,668,800	
	J C R ファーマ	27,000	2,611	70,497,000	
	そーせいグループ	22,500	3,400	76,500,000	
	日本特殊陶業	30,000	2,999	89,970,000	
	新日鐵住金	266,000	329	87,514,000	
	日立金属	51,000	1,493	76,143,000	
	SMC	4,700	27,890	131,083,000	
	小松製作所	37,400	2,313	86,506,200	
	三菱重工業	191,000	630	120,330,000	
	ミネベア	110,000	1,121	123,310,000	
	東芝	288,000	468	134,784,000	
	日本電産	20,700	6,273	129,851,100	
	富士通	82,000	740	60,680,000	
	サンケン電気	46,000	900	41,400,000	
	シスメックス	26,100	3,760	98,136,000	
	イリソ電子工業	11,300	5,950	67,235,000	
	日本デジタル研究所	25,000	1,722	43,050,000	
	ファナック	3,300	18,000	59,400,000	
	ローム	19,900	5,820	115,818,000	

				1	
	トヨタ自動車	33,900	6,030	204,417,000	
	カルソニックカンセイ	94,000	674	63,356,000	
	マツダ	80,000	493	39,440,000	
	富士重工業	31,100	2,838	88,261,800	
	朝日インテック	43,700	3,980	173,926,000	
	CYBERDYNE	5,700	10,850	61,845,000	
	コロプラ	30,900	2,747	84,882,300	
	メディアドゥ	7,500	5,630	42,225,000	
	ガンホー・オンライン・エンターテイ				
	メント	55,200	676	37,315,200	
	マーベラスAQL	42,200	1,035	43,677,000	
	日本通信	92,500	689	63,732,500	
	ソフトバンク	11,000	7,783	85,613,000	
	三井物産	94,100	1,628	153,194,800	
	三菱商事	38,700	2,142	82,895,400	
	J.フロント リテイリング	155,000	707	109,585,000	
	三井不動産	29,000	3,526	102,254,000	
	テンプホールディングス	39,100	3,220	125,902,000	
	カカクコム	55,500	1,876	104,118,000	
	メッセージ	21,400	3,710	79,394,000	
	エムスリー	155,000	1,668	258,540,000	
	セプテーニ・ホールディングス	30,000	1,146	34,380,000	ļ
	サイバーエージェント	9,900	4,100	40,590,000	
	エイチ・アイ・エス	13,500	3,095	41,782,500	
	カナモト	10,000	3,855	38,550,000	
				4,072,756,600	
	円 小 計	2,926,400		(4,072,756,600)	
アメリカド					
	AMAZON.COM INC	1,514	327.000000	495,078.00	
	FACEBOOK INC-A	7,885	64.350000	507,399.75	
	GOOGLE INC-CL A	550	564.990000	310,744.50	
	GOOGLE INC-CL C	550	554.900000	305,195.00	
	MEDIVATION INC	6,477	76.480000	495,360.96	
	MICRON TECHNOLOGY INC	7,250	31.810000	230,622.50	
	QUALCOMM INC	3,500	79.750000	279,125.00	
	SM ENERGY CO	6,900	81.760000	564,144.00	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	4,129	117.580000	485,487.82	
				3,673,157.53	
	アメリカドル 小 計	38,755		(374,368,215)	
イギリスポ	シド				
	GLAXOSMITHKLINE PLC	8,000	15.900000	127,200.00	
				127,200.00	
	イギリスポンド 小 計	8,000		(22,088,280)	<u></u> _
スイスフラ	<u> </u>				
	ABB LTD-REG	14,000	20.800000	291,200.00	
				291,200.00	
	スイスフラン 小 計	14,000		(33,205,536)	
香港ドル					
	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	79,000	50.400000	3,981,600.00	
	CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	491,000	9.510000	4,669,410.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	35,500	115.800000	4,110,900.00	
				12,761,910.00	
	香港ドル 小 計	605,500		(167,819,116)	
ユーロ		,		, - , , )	1
•	TOTAL SA	5,600	53.680000	300,608.00	
		0,000	22.000000	300,608.00	1
	ユーロ 小 計	5,600		(41,715,372)	
		2,200		4,711,953,119	<u> </u>
	合 計	3,598,255		(639, 196, 519)	

### (2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

<sup>(</sup>注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。 (注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘	柄	数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式		9銘柄	100.00%	7.95%
イギリスポンド	株式		1銘柄	100.00%	0.47%
スイスフラン	株式		1銘柄	100.00%	0.70%
香港ドル	株式		3銘柄	100.00%	3.56%
ユーロ	株式		1銘柄	100.00%	0.89%

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 (デリバティブ取引等関係に関する注記)に記載しております。

# 2【ファンドの現況】 【純資産額計算書】

平成26年7月31日現在 (単位:円)

資 産 総 額	5,645,656,484
負 債 総 額	250,458,036
純資産総額( - )	5,395,198,448
発 行 済 口 数	4,592,660,800 🏻
1口当たり純資産価額( / )	1.1747
「ロヨたり武員庄川領( / )	( 1万口当たり 11,747 )

# 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1)名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り 消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者 が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証 券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、 無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券へ の変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- (2) 受益者等に対する特典 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

# (4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## (6)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

# (7)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払 い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほ か、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

# 第二部【委託会社等の情報】

# 第1【委託会社等の概況】

# 1【委託会社等の概況】

## (1)資本金の額等

平成26年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

## (2)委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

## 投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、 で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。 ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の 指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売 買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っている かどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング 2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および 法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会 等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(5名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

三菱UFJ投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。平成26年7月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	501	7,092,090
追加型公社債投資信託	18	707,986
単位型株式投資信託	25	446,252
単位型公社債投資信託	5	157,377
合 計	549	8,403,705

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

EDINET提出書類 三菱UFJ投信株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

## 3【委託会社等の経理状況】

# (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

	第28期 (平成25年3月31日)		第29期 (平成26年3月31日	
 (資産の部)	( 1 120 20 1 07 30 1 22	· / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(   ////   -   // // / / / / / / / / / /	7012
流動資産				
現金及び預金	2	22,261,065	2	33,576,940
有価証券	2	8,000,000		120,983
前払費用		159,117		166,599
未収入金		5,504		168,410
未収委託者報酬		4,489,181		6,895,748
未収収益	2	47,936	2	64,325
繰延税金資産		402,791		399,128
金銭の信託	2	30,000	2	30,000
その他		39,167		111,434
流動資産合計 ——		35,434,764		41,533,570
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	270,058	1	254,682
器具備品	1	171,754	1	178,962
土地		1,205,031		1,205,031
 有形固定資産合計		1,646,844	,	1,638,676
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		857,424		1,147,522
ソフトウェア仮勘定		430,432		105,254
 無形固定資産合計		1,303,679	,	1,268,599
 投資その他の資産		. ,		
投資有価証券		15,689,317		19,370,921
関係会社株式		320,136		320,136
長期性預金	2	3,500,000		,
長期差入保証金	2	825,804	2	813,838
その他		15,035		15,035
 投資その他の資産合計	,	20,350,294		20,519,931
固定資産合計		23,300,818		23,427,207
資産合計		58,735,583		64,960,778

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	75,221	270,374
未払金		
未払収益分配金	33,936	62,872
未払償還金	1,004,879	927,297
未払手数料	2 1,761,746	2 2,914,613
その他未払金	84,763	56,199
未払費用	2 1,333,574	2 1,623,932
未払消費税等	128,077	266,187
未払法人税等	1,686,070	2,228,949
賞与引当金	594,000	585,962
その他	348,389	383,684
流動負債合計	7,050,661	9,320,074
固定負債		
退職給付引当金	119,776	154,690
役員退職慰労引当金	65,103	63,000
時効後支払損引当金	201,877	226,128
繰延税金負債	251,776	253,904
固定負債合計	638,533	697,725
負債合計	7,689,194	10,017,799
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	222,096	222,096
	222,096	222,096
- 利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金	,	,
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	39,686,216	43,710,993
利益剰余金合計	47,026,806	51,051,583
株主資本合計	49,249,033	53,273,811

EDINET提出書類

三菱UFJ投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(<u>単位</u>:千円)

		(112:113)
	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券 評価差額金 -	1,797,355	1,669,167
評価・換算差額等合計	1,797,355	1,669,167
純資産合計	51,046,388	54,942,978
負債純資産合計	58,735,583	64,960,778

# (2)【損益計算書】

(2)【摂金司昇音】				(単位:千円)
	第28		第29期	
		(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		E4月1日 E3月31日)
		<del>一一</del> 3月31日 /	<u></u>	-3/13/11/
<b>季託者報酬</b>		48,411,166		53,423,757
投資顧問料		13,601		139,837
その他営業収益		138,788		99,673
ー		48,563,556		53,663,268
三条以 <u>四口即</u> 三 三 三		40,003,000		33,003,200
支払手数料	2	10 724 426	2	24 005 092
	2	19,724,426	2	21,905,982
広告宣伝費 公告費		543,508		694,552
コロ貝 調査費		1,748		1,062
神里見 調査費		942,478		077 602
<sup>詗且員</sup> 委託調査費		10,699,987		977,602 11,329,088
安託嗣且貝 事務委託費		242,537		263,721
事份安式員 営業雑経費		242,557		203,721
音未称紅貝 通信費		89,308		97,901
印刷費		443,177		510,065
は必要		39,963		40,060
った。 諸会費		7,621		7,806
·····································		971,457		1,041,363
その他営業雑経費		8,989		12,477
ー での他音楽が経算 営業費用合計				
		33,715,204		36,881,683
一般管理費				
給料		400.045		005 047
役員報酬		198,915		205,947
給料・手当		3,740,875		3,814,639
賞与引当金繰入		594,000		585,962
福利厚生費		593,073		603,032
交際費		23,259		21,433
旅費交通費		139,968		143,037
租税公課		115,450		123,549
不動産賃借料		699,860		692,573
退職給付費用		162,650		256,292
役員退職慰労引当金繰入		19,007		20,252
固定資産減価償却費		442,844		467,545
諸経費 - 如答理書会記		270,874		300,280
一般管理費合計		7,000,782		7,234,545
営業利益		7,847,569		9,547,039

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

		(半位・十门)
	第28期	第29期
	(自 平成24年4月1日	(自 平成25年4月1日
	至 平成25年3月31日)	至 平成26年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	213,088	287,886
有価証券利息	2 6,698	2 3,249
受取利息	2 25,684	2 19,503
投資有価証券償還益	6,072	1,862
収益分配金等時効完成分	412,323	64,449
その他	1,935	2,886
営業外収益合計	665,802	379,836
二 営業外費用		
投資有価証券償還損	8,689	57
時効後支払損引当金繰入	16,881	49,112
事務過誤費	186	1,389
その他	45	4,097
二 営業外費用合計	25,802	54,656
左常利益 経常利益	8,487,569	9,872,219
特別利益		
投資有価証券売却益	334,775	767,140
	334,775	767,140
特別損失		
投資有価証券売却損	32,155	49,266
固定資産除却損	1 253	1 466
	32,409	49,732
税引前当期純利益	8,789,934	10,589,626
 法人税、住民税及び事業税	3,441,310	3,847,871
法人税等調整額	55,499	11,641
法人税等合計	3,385,811	3,859,512
当期純利益	5,404,123	6,730,113

(3)【株主資本等変動計算書】 第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 )

	株主資本							
		資本乗	資本剰余金		5	利益剰余金		
	資本金	資本	資本	利益	その他	利益剰余金	利益剰余金	   株主資本合計
	<b>贝</b> 个业	準備金	剰余金 合計	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計	<b>小工</b> 员 <b>个</b> 目们
当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	36,863,331	44,203,921	46,426,148
当期変動額								
剰余金の配当						2,581,238	2,581,238	2,581,238
当期純利益						5,404,123	5,404,123	5,404,123
株主資本以外 の項目の当期 変動額 (純額)								
当期変動額合計						2,822,884	2,822,884	2,822,884
当期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	39,686,216	47,026,806	49,249,033

	評価・換	評価・換算差額等			
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計		
当期首残高	723,054	723,054	47,149,203		
当期変動額					
剰余金の配当			2,581,238		
当期純利益			5,404,123		
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)	1,074,300	1,074,300	1,074,300		
当期変動額合計	1,074,300	1,074,300	3,897,185		
当期末残高	1,797,355	1,797,355	51,046,388		

# 第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 )

	株主資本							
		資本乗	余金					
	資本金	次士	資本	利益	その他和	川益剰余金	AI # AI A A	  株主資本合計
	<b>其</b> 华亚	資本 準備金	剰余金 合計	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	<b>你工具</b> 个口可
当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	39,686,216	47,026,806	49,249,033
当期変動額								
剰余金の配当						2,705,336	2,705,336	2,705,336
当期純利益						6,730,113	6,730,113	6,730,113
株主資本以外 の項目の当期 変動額 (純額)		_						
当期変動額合計						4,024,777	4,024,777	4,024,777
当期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	43,710,993	51,051,583	53,273,811

	評価・換	評価・換算差額等		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	1,797,355	1,797,355	51,046,388	
当期変動額				
剰余金の配当			2,705,336	
当期純利益			6,730,113	
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)	128,187	128,187	128,187	
当期変動額合計	128,187	128,187	3,896,589	
当期末残高	1,669,167	1,669,167	54,942,978	

#### [注記事項]

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 4. 引当金の計上基準
  - (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき 計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生年度の翌事業年度より一括費用処理することとしております。

(会計上の見積もりの変更)

数理計算上の差異は、従来、発生年度の従業員の平均支払期間内の一定の年数(8年)により費用処理しておりましたが、当事業年度において、平均支払期間が8年を下回ったことから、数理計算上の差異を一括費用処理する方法に見直し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ87百万円減少しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備える ため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

# 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

# (未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

#### (1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

# (2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。 なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対し ては遡及適用しません。

# (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等を適用することにより、翌事業年度の期首の繰延税金資産は4,225千円増加し、退職 給付引当金は11,857千円増加し、繰越利益剰余金は7,631千円減少しております。

# (貸借対照表関係)

## 1. 有形固定資産の減価償却累計額

	- 11 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1	
	第28期	第29期
	(平成25年3月31日現在)	(平成26年3月31日現在)
建物	233,990千円	258,119千円
器具備品	351,481千円	374,405千円

# 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

_		CHITALE BOTTO CONTON	<del>, ( ) , ( )</del>
		第28期	第29期
		(平成25年3月31日現在)	(平成26年3月31日現在)
Ī	預金	19,410,015千円	30,782,482千円
	有価証券	8,000,000千円	-
	未収収益	40,120千円	34,750千円
	金銭の信託	30,000千円	30,000千円
	長期性預金	3,500,000千円	-
	長期差入保証金	816,823千円	804,456千円
	未払手数料	927,107千円	1,802,448千円
	未払費用	148,712千円	171,067千円

# (損益計算書関係)

# 1.固定資産除却損の内訳

	יותנייכיי	
	第28期	第29期
	(自 平成24年4月1日	(自 平成25年4月1日
	至 平成25年3月31日)	至 平成26年3月31日)
器具備品	253千円	466千円
計	253千円	466千円

# 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります

		第28期	第29期		
		(自 平成24年4月1日	(自 平成25年4月1日		
		至 平成25年3月31日)	至 平成26年3月31日)		
	支払手数料	10,230,968千円	11,642,746千円		
	有価証券利息	5,170千円	2,051千円		
	受取利息	25,684千円	19,503千円		

# (株主資本等変動計算書関係)

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式		(,	(11)	()
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

# 2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額2,581,238千円1株当たり配当額20,800円基準日平成24年3月31日効力発生日平成24年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額2,705,336千円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額21,800円基準日平成25年3月31日効力発生日平成25年6月25日

# 第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)		
発行済株式						
普通株式	124,098		-	124,098		
合計	124,098	-	-	124,098		

# 2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額2,705,336千円1株当たり配当額21,800円基準日平成25年3月31日効力発生日平成25年6月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの平成26年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 3,375,465千円配当の原資 利益剰余金1株当たり配当額 27,200円基準日 平成26年3月31日効力発生日 平成26年6月30日

# (金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
  - (1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

# 第28期(平成25年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)	現金及び預金	22,261,065	22,261,065	1
(2)	有価証券	8,000,000	8,000,000	1
(3)	未収委託者報酬	4,489,181	4,489,181	ı
(4)	長期性預金	3,500,000	3,505,795	5,795
(5)	投資有価証券	15,650,417	15,650,417	ı
	資産計	53,900,663	53,906,459	5,795
(1)	未払手数料	1,761,746	1,761,746	ı
(2)	未払法人税等	1,686,070	1,686,070	
	負債計	3,447,816	3,447,816	-

## 第29期(平成26年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)	現金及び預金	33,576,940	33,576,940	-
(2)	有価証券	120,983	120,983	-
(3)	未収委託者報酬	6,895,748	6,895,748	-
(4)	長期性預金	1	1	-
(5)	投資有価証券	19,332,021	19,332,021	-
	資産計	59,925,694	59,925,694	-
(1)	未払手数料	2,914,613	2,914,613	1
(2)	未払法人税等	2,228,949	2,228,949	-
	負債計	5,143,563	5,143,563	-

## (注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

# 資産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

#### <u>負 債</u>

(1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
非上場株式	38,900	38,900
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

# (注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第28期(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	22,261,065	1	-	-
未収委託者報酬	4,489,181	1	ı	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	1	ı	-
投資信託	1	4,150,204	2,167,462	2,151,428
長期性預金	-	3,500,000	-	-
合計	34,750,246	7,650,204	2,167,462	2,151,428

## 第29期(平成26年3月31日現在)

(単位:千円)

715—6763 ( 1 750—6 1 675 6 F F F F F F F F F F F F F F F F F F				( · ·— · · · · · · ·
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	33,576,940	1	-	1
未収委託者報酬	6,895,748	ı	-	1
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	-	-	-	-
投資信託	120,983	3,103,140	6,128,025	1,408,595
長期性預金	-		-	-
合計	40,593,672	3,103,140	6,128,025	1,408,595

# (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

# 2. その他有価証券

# 第28期(平成25年3月31日現在)

为20%( 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1					
	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)	
貸借対照表計上	株式	-	-	-	
額が取得原価を	債券	-	-	-	
超えるもの	その他	12,625,086	10,181,990	2,443,096	
	小 計	12,625,086	10,181,990	2,443,096	
貸借対照表計上	株式	-	-	-	
額が取得原価を	債券	-	-	-	
超えないもの	その他	3,025,331	3,033,767	8,436	
	小 計	3,025,331	3,033,767	8,436	
合	計	15,650,417	13,215,757	2,434,660	

# 第29期(平成26年3月31日現在)

3320 <del>33</del> 1 ( 13220+0)	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を	株式 債券	-	-	-
超えるもの	その他	16,263,940	13,940,367	2,323,572
	小 計	16,263,940	13,940,367	2,323,572
貸借対照表計上額が取得原価を	株式 債券			
超えないもの	その他	3,189,065	3,212,015	22,950
	小 計	3,189,065	3,212,015	22,950
合	計	19,453,005	17,152,382	2,300,622

# 3.売却したその他有価証券

# 第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額(千円)	
株式	-	-	-	
債券	•	•	-	
その他	7,033,368	334,775	32,155	
合 計	7,033,368	334,775	32,155	

# 第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額(千円)	
株式	•	•	-	
債券	•	•	-	
その他	3,836,955	767,140	49,266	
合 計	3,836,955	767,140	49,266	

(デリバティブ取引関係) 重要な取引はありません。

# (退職給付関係)

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。

# 2. 退職給付債務に関する事項

(1)	退職給付債務(千円)	382,988
(2)	年金資産(千円)	143,462
(3)		239,525
(4)	未認識数理計算上の差異(千円)	119,749
(5)	貸借対照表計上額純額 (3)+(4)(千円)	119,776
(6)	退職給付引当金 (千円)	119,776

# 3.退職給付費用に関する事項

	7///	
(1)	勤務費用(千円)	26,748
(2)	利息費用(千円)	7,087
(3)	期待運用収益 (千円)	2,984
(4)	数理計算上の差異の費用処理額(千円)	27,653
(5)	その他(千円)	104,146
(6)	退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)(千円)	162,650
( >+ \	「(こ) スのルーは、独立拠山ケクをのせるまり 焼っまります	

(注)「(5)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

# 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1)退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準

(2)割引率

1.5%

(3)期待運用収益率

1.5%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

8年(各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。)

# 第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。

# 2.確定給付制度

退職給付債務の期首残高	382,988 千円
勤務費用	425
利息費用	5,724
数理計算上の差異の発生額	432
退職給付の支払額	75,066
退職給付債務の期末残高	313,639
(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	143,462 千円
期待運用収益	2,151
数理計算上の差異の発生額	3,824
事業主からの拠出額	88,833
退職給付の支払額	75,066
年金資産の期末残高	163,205

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と	貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
積立型制度の退職給付債務	311.889 千円

慎立室前後の返職給り負笏	311,009 7
年金資産	163,205
	148,683
非積立型制度の退職給付債務	1,750
未認識数理計算上の差異	4,257
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	154,690
	_
退職給付引当金	154,690
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	154,690

# (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	425 千円
利息費用	5,724
期待運用収益	2,151
数理計算上の差異の費用処理額	119,749
その他	25,147
確定給付制度に係る退職給付費用	148,895

<sup>(</sup>注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

EDINET提出書類 三菱UFJ投信株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

# (5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	31.1 %
株式	13.1
その他	55.8
 合計	100

# 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.5%

長期期待運用収益率 1.5%

# 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は107,397千円でありました。

# (税効果会計関係)

# 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期	第29期
	(平成25年3月31日現在)	(平成26年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	542,460 千円	527,037 千円
投資有価証券評価損	226,404	42,394
ゴルフ会員権評価損	8,505	8,505
未払事業税	140,336	154,726
賞与引当金	225,779	208,836
役員退職慰労引当金	23,202	22,453
退職給付引当金	45,495	55,131
減価償却超過額	10,083	10,659
委託者報酬	124,166	136,745
長期差入保証金	26,203	30,510
時効後支払損引当金	71,948	80,592
その他	48,666	41,232
繰延税金資産 小計	1,493,253	1,318,825
評価性引当額	704,932	542,145
繰延税金資産 合計	788,320	776,680
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	637,305	631,455
その他		1
繰延税金負債 合計	637,305	631,456
繰延税金資産の純額	151,015	145,223

# 2.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が29,724千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が29,724千円増加しております。

EDINET提出書類 三菱UFJ投信株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

# (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)及び第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)及び第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

# 2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

# (関連当事者情報)

# 1.関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

$\overline{}$	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<del> </del>	/J ' H _ X		,					
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	三菱UFJ	東京都	324,279	信託業、	被所有	当社投資信託の	投資信託に	4,556,241	未払手数料	324,725
	信託銀行(株)	千代田	百万円	銀行業	直接	募集の取扱及び				千円
	IDIOEKIJ(M		П/Л	EKI J 🖟	50.0%	投資信託に係る		113		113
					30.070					
						事務代行の委託	文払			
÷						等				
親										
会						事務所の賃借	事務所賃借	671,086	長期差入保	812,027
社							料		証金	千円
								113	HIL ME	113
						打盗の吐言	扣次叶壳拟	407.440	++/ # 四	05 004
						投資の助言	投資助言料		未払費用	85,301
								千円		千円
	㈱三菱東京	東京都	1,711,958	銀行業	被所有	当社投資信託の	投資信託に	5,674,726	未払手数料	602,382
	UFJ銀行	千代田	百万円		直接	募集の取扱及び	係る事務代	千円		千円
		Image: section of the			25.0%	投資信託に係る				
						事務代行の委託				
						等				
						9				
						TT 7   AT / -	** * 11 77 0		<del></del> /=	
						取引銀行	譲渡性預金		有価証券	8,000,000
							の預入	千円		千円
							譲渡性預金	5,170	未収収益	717
主							に係る受取	千円		千円
要							利息			
株							1376			
主							 	5,500,000	ᄪᄼᅭᄁ	40 500 000
							マルチコーラブ			10,500,000
							ル預金の預	十円	預金	千円
							λ			
									長期性預金	3,500,000
										千円
							マルチコーラブ	24 246	未収収益	2 204
									ハ状状面	2,301
							ル預金に係	千円		千円
							る受取利息			

# 第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

	~ // ·	7520	4月1日 土	1 132-0	1 0/ JO . H	· /				
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	係る事務代 行手数料の	4,507,475 千円	未払手数料	476,882 千円
会社							事務所賃借料		長期差入保 証金	799,941 千円
						投資の助言	投資助言料	190,144 千円	未払費用	99,131 千円
	㈱三菱東京 UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	係る事務代 行手数料の	7,135,270 千円	未払手数料	1,325,565 千円
						取引銀行	譲渡性預金 の預入	14,000,000 千円		
主要株主							譲渡性預金 に係る受取 利息	2,051 千円		
							マルチコーラブ ル 預 金 の 預 入		現金及び 預金	10,000,000 千円
							マルチコーラブル 預金に係る受取利息	16,775 千円	未収収益	646 千円

# (注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定 しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月~3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

# (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

	1320/13 ( 11 1/322 1 1/311									
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同	三菱UFJ	東京都	40,500	証券業	なし	当社投資信託の	投資信託に	3,513,173	未払手数料	321,822
-	モルガン・	千代田	百万円			募集の取扱及び	係る事務代	千円		千円
の	スタンレー	区				投資信託に係る	行手数料の			
親	証券(株)					事務代行の委託	支払			
会						等				
社										
を										
持										
っ										
会										
社										

# 第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同	三菱UFJ	東京都	40,500	証券業	なし	当社投資信託の	投資信託に	3,638,642	未払手数料	544,991
-	モルガン・	千代田	百万円			募集の取扱及び	係る事務代	千円		千円
の	スタンレー	区				投資信託に係る	行手数料の			
親	証券(株)					事務代行の委託	支払			
会						等				
社										
を										
持										
っ										
会										
社										

# (注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定 しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

# 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及び ニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

# (1株当たり情報)

	第28期	第29期
	(自 平成24年4月1日	(自 平成25年4月1日
	至 平成25年3月31日)	至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	411,339.33円	442,738.63円
1株当たり当期純利益金額	43,547.22円	54,232.25円

- (注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、 記載しておりません。
  - 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期	第29期		
	(自 平成24年4月1日	(自 平成25年4月1日		
	至 平成25年3月31日)	至 平成26年3月31日)		
当期純利益金額 (千円)	5,404,123	6,730,113		
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-		
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	5,404,123	6,730,113		
期中平均株式数 (株)	124,098	124,098		

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

# 5【その他】

定款の変更等 定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。 訴訟事件その他重要事項 該当事項はありません。

# 第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称:三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額:324,279百万円(平成26年3月末現在) 事業の内容:銀行業務および信託業務を営んでいます。

# (2)販売会社

名称	資本金の額 (平成26年3	3月末現在)	事業の内容
カブドットコム証券株式会社	7,196	百万円	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	百万円	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	百万円	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	5,957	百万円	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。

# 2【関係業務の概要】

- (1)受託会社:ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2)販売会社:ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を 行います。

# 3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(平成26年7月末現在)

- 三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0%(62,050株)を所有しています。
- (注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

# 第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成26年3月19日 半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

平成25年9月19日 有価証券報告書、有価証券届出書

# 独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

三菱UFJ投信株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之 印 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>(</sup>注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成26年7月30日

三菱 UF J投信株式会社 取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 渉 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に 掲げられている三菱UFJ グローバルイノベーションの平成25年6月21日から平成26年6月20日までの計算期間の財 務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 三菱UFJ グローバルイノベーションの平成26年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間 の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。